

青森県報

第二千二百四十九号

平成十五年
十一月七日
(金曜日)

目次

告 示

平成十五年度青森県一般会計補正予算(専決第四号)の要領……………(財政課) ……一

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による公聴会の開催……………(自然保護課) ……三

公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁港・漁場整備課) ……三

道路の区域の変更……………(道路課) ……四

道路の供用の開始……………(同) ……五

水域施設等の建設の変更の届出……………(港湾空港課) ……五

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……六

換地計画の決定……………(農村整備課) ……七

都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) ……七

人事委員会

人事委員会規則二三 八(職員勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する規則)……………(任用・給与グループ) ……八

公安委員会

型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) ……八

告 示

青森県告示第七百三三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成十五年十月二十九日専決処分した平成十五年度青森県一般会計補正予算(専決第四号)の要領は、次のとおりである。

平成十五年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

平成15年度青森県一般会計補正予算（専決第4号）

平成15年度青森県一般会計補正予算（専決第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554,425千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ820,300,047千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
5	地方交付税	238,864,547	89,846	238,954,393
1	地方交付税	238,864,547	89,846	238,954,393
7	分担金及び負担金	10,366,736	60,577	10,427,313
1	分 担 金	343,553	4,329	347,882
2	負 担 金	10,023,183	56,248	10,079,431
9	国庫支出金	157,030,925	300,002	157,330,927
2	国庫補助金	94,706,226	300,002	95,006,228
15	県 債	130,358,811	104,000	130,462,811
1	県 債	130,358,811	104,000	130,462,811
歳 入 合 計		819,745,622	554,425	820,300,047
歳 出		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
3	民生費	66,976,358	2,000	66,978,358
1	社会福祉費	33,782,178	2,000	33,784,178
6	農林水産業費	115,701,492	552,425	116,253,917
1	農 業 費	31,567,319	16,498	31,583,817
3	畜 産 業 費	5,619,630	31,750	5,651,380
4	農 地 費	40,719,466	503,650	41,223,116
6	水 産 業 費	25,758,957	527	25,759,484
歳 出 合 計		819,745,622	554,425	820,300,047

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
農業農村整備 事業	4,865,000	普通貸 借又は発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条 件による。他 の場合は、知 事が借入先 と協議の上 で、ただし、 県財政の都合 により年限変 更、繰上償還 又は借換す ることができる。	4,969,000	普通貸 借又は発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条 件による。他 の場合は、知 事が借入先 と協議の上 で、ただし、 県財政の都合 により年限変 更、繰上償還 又は借換す ることができる。
計	130,358,811	/	/	/	130,462,811	/	/	/

青森県告示第七百四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第七条第
四項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟の適
正化に関する法律施行細則（昭和三十四年四月青森県規則第三十八号）第六条第一項
の規定により公示する。

平成十五年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 日時及び場所

1 日時

平成十五年十二月十二日（金）午後一時十五分

2 場所

青森県むつ合同庁舎 旧館三階大会議室

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

青森県特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）について

青森県告示第七百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十二
年十月十二日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定によ
り、平成十五年十月二十九日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をした
ので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま
で六ヶ所村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間		変 更 の 前 後 別		敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
4	国 道	二七九号	下北郡大畑町大字大畑字佐藤ケ平一の一から 下北郡大畑町大字大畑字佐藤ケ平一の一まで	前	一五・〇〇メートル	後	一三・四〇メートル	七二五・〇〇メートル	
				後	一六・〇〇メートル	前	一四・〇〇メートル		
3	県 道	櫛引上名久 井三戸線	八戸市大字櫛引字倉前一の二から 八戸市大字櫛引字倉前一の一まで	前	一七・〇〇メートル	後	一六・三〇メートル	一九・五〇メートル	
				後	一六・〇〇メートル	前	一五・〇〇メートル		
2	国 道	三三三九号	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田四の一から 北津軽郡板柳町大字掛落林字前田九四の一まで	前	一八・〇〇メートル	後	一七・〇〇メートル	二二四・〇〇メートル	
				後	一七・〇〇メートル	前	一六・〇〇メートル		
1	県 道	小友板柳停 車場線	弘前市大字種市字小島四の一から 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三三八まで 弘前市大字種市字小島四三三から 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三三八まで	前	一三・〇〇メートル	後	一三・〇〇メートル	二、八八七・五八メートル	
				後	一四・〇〇メートル	前	一三・〇〇メートル		

点

2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置
上北郡六ヶ所村大字泊字焼山九九二の一から八七の二に至る地先公有水面

2 区域
次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成十三年七月十日付け青森県指令第一八一一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・Pプラス〇・七九七メートル）、 の地点との地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・Pプラス〇・七九七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 白糠港焼山北防波堤灯台（北緯四一度〇五分五六秒、東経一四一度二三分五七秒）から三四三度〇一分四四秒三四五・八七五メートルの地点

平成十五年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十二月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県告示第七百六号

3 面積
一〇、六二五・九一平方メートル

の地点 の地点から一五七度二分二八秒三三五・一二二メートルの地点
の地点 の地点から二四七度一八分一秒四四・八二〇メートルの地点
の地点 の地点から三三七度一四分四一秒三五・一六二メートルの地点

5	県道	鱒ヶ沢蟹田線	西津軽郡車力村大字富范字林元四の三から 西津軽郡車力村大字富范字林元二二まで	後	前	一七・〇〇メートルから 一四・九〇メートルまで	三七五・六〇メートル
				一六・二〇メートルから		三七五・六〇メートル	

青森県告示第七百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年十二月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小友板柳停車場線	弘前市大字種市字小島四三三から 北津軽郡板柳町大字掛落林字前田六六の一まで	平成一五・二・七
県道 鱒ヶ沢蟹田線	西津軽郡木造町大字菰槌字鴻ノ巣四九の三から 西津軽郡木造町大字大湯字清水八八の二二まで	"
県道 菰槌木造線	西津軽郡車力村大字富范字林元四の三から 西津軽郡車力村大字富范字林元二二まで 西津軽郡木造町大字菰槌字鴻ノ巣九の三から 西津軽郡木造町大字菰槌字鴻ノ巣無番まで 西津軽郡木造町大字菰槌字松島七四の一から 西津軽郡木造町大字菰槌字松島七三まで	"

青森県告示第七百八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定により、平成九年一月二十二日付けで届出のあった水域施設等の建設について、平成十五年十月

二十七日付けで次のとおり変更の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名
宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号
東北電力株式会社
取締役社長 幕田圭一
- 二 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後
施設の種別 規模及び構造	東防波堤透過防止工 規模 延長三八〇・〇〇メートル 先端高T・P・+ 二・六〇メートル 構造 鋼管矢板構造（基礎工） 根固石（本体工）鋼管 矢板（上部工）コンクリート	取りやめ
届出人の住所及び名称並びにその代表者の氏名	宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号 東北電力株式会社 取締役社長 八島俊章	宮城県仙台市青葉区本町一丁目七番一号 東北電力株式会社 取締役社長 幕田圭一
種別 規模	南防波堤透過防止工 延長七〇・〇〇メートル	

ル天端高T・P・+ ・六〇メートル 構造 鋼管矢板構造(基礎土 根固石(本体工)鋼管 矢板(上部工)コンク リート	取りやめ
---	------

青森県告示第七百九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の部を次のように改正し、平成十五年十一月十日から施行する。

平成十五年十一月七日

第二号の表中

青森県知事 三 村 申 吾	を	青森県知事 三 村 申 吾
株式会社みずほ銀行青森中央支店		青森市本町一丁目
株式会社みずほ銀行青森中央支店		青森市新町二丁目
		に改める。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 青森県知事 三 村 申 吾

- 浪岡ショッピングセンター
- 南津軽郡浪岡町大字浪岡字松島一三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五のー
- 代表執行役 岡田元也
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	マックスバリュ東北株式会社 開店時刻 午前九時(年間十五日午前七時) 閉店時刻 午後十一時	平成 一五・一〇・三
	来客が駐車場を利用することができ る時間帯	午前八時四十五分(年間十五日午前六時四十分)から午後十一時 十五分まで	
		二十四時間	

四 届出年月日

平成十五年十月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び浪岡町役場

2 期間

平成十五年十一月七日から平成十六年三月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、浪岡町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年三月七日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、蟹田地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年十一月十日から同年十二月八日まで

三 縦覧の場所

蟹田町役場

都市計画公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により青森都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画公聴会規則(昭和四十五年二月青森県規則第九号)第三条第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成十五年十一月二十六日 午後二時から

二 開催の場所

青森市松原一丁目六の一五 青森市中央市民センター

三 案件

青森都市計画区域における区域区分に関する都市計画の変更案(以下「都市計画変更案」という。)

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、青森都市計画区域内に住所を有する者とする。
 - 2 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出しなければならない。
 - 3 書面の提出期限
平成十五年十一月十九日までに到着のこと。
 - 4 書面の提出先
青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一
青森市都市整備部都市政策課 青森市中央一丁目二の五
 - 5 公述人の選定
書面を提出した者から知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
- 五 都市計画変更案の概要
- 今回の変更にあつては、将来の目標人口フレームを適切に収容できるようにすることを基本とし、前回計画決定の目標年次である平成十七年を平成二十二年とする。

区分	年次	
	平成十二年	平成二十二年
都市計画区域内人口(千人)	二九二・九	二九八・一
市街化区域内人口(千人)	二六〇・一	二六五・一
配分する人口(千人)		二六四・八
保留する人口(千人)		〇・三

(特定保留)	(千人)	
(一般保留)	(千人)	〇・三

六 都市計画変更案の閲覧
都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所
青森県県土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課
- 2 閲覧期間
平成十五年十一月七日から同月二十一日まで
- 3 閲覧時間
午前八時三十分から午後四時三十分まで
- 七 公聴会に関する問い合わせ先
公聴会に関する問い合わせ等は、青森県県土整備部都市計画課（電話〇一七 七三四 九六八二）、青森市都市整備部都市政策課（電話〇一七 七三四 一一一 内線四五一一）にすること。

人事委員会

人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月七日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「休憩時間の直前又は直後」を「正規の勤務時間の始め又は終わり」に改める。

第十二条第五号中「連続する」を「週休日、休日及び代休日を除いて連続する」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第六十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月七日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRサンパムトチヨGS2	株式会社ソフィア
"	CRサンパムトチヨGS	"
"	CR男浜幸日本一X	株式会社高尾
"	CR虎せますV	"
"	CR・爆笑モアイAJ	株式会社平和
"	CRキングスターGP	株式会社三共

回胴式遊技機	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ワイルドウルフル	CRガチンコ7X	CRガチンコ7R	CRガチンコ7S	CRガチンコ7P	CRイタリアンドリームS2	キングスターDX
山佐株式会社	〃	〃	〃	タイヨーエレクトク株式会社	株式会社三洋物産	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 号
県号

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭